

試験問題

会社名：_____
役 職：_____
氏 名：_____

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

1. 「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業以外の一般旅客自動車運送事業のことである。
3. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
4. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可基準は、「当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること」、「当該事業の遂行上適切な計画を有すること」、「当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有すること」の3つが要件となっている。
5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。
6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、公示された標準運送約款と同一の運送約款を適用する場合は、認可を受けなくても良い。
7. 一般旅客自動車運送事業者は、正当な事由がない限り、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送を行わなければならない。
8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更にあたっては、事業計画変更事前届出書を提出しなければならない。

○

○

○

○

○

○

○

○

9.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域内に存する旅客の運送を行わなければならない。	×
10.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運送を開始する日までに安全管理規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。	○
11.	安全統括管理者は事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であり、かつ、要件を備える者のうちから選任しなければならない。	○
12.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任又は解任するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	×
13.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言に従わなければならない。	×
14.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。	○
15.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に必要なとなる員数の運転者の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。	○
16.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させることができる。	×
17.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から30日以内に、事業の廃止の届出を提出しなければならない。	×
18.	一般貸切旅客自動車運送適正化機関は一般貸切旅客自動車運送事業者から負担金を徴収することができるが、一般貸切旅客自動車運送事業者は負担金の納付に応じないこともできる。	×
19.	一般貸切旅客自動車運送事業用自動車の外側には、使用者の氏名、名称又は記号のほか、営業区域を表示しなければならない。	×

20.	旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者（氏名及び住所を明らかにする者）に対して、遅滞なく謝罪しなければならない。	×
21.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、申込者に対し、運送引受書を交付しなければならない。	○
22.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険があるときは車掌を乗務させなければ、旅客の運送の用に供してはならない。	○
23.	旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。	○
24.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備えていればよく、点呼の際に、気付かず故障したアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無について確認を行ったとしてもやむを得ない。	×
25.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、業務記録を事業用自動車ごとに記録させ、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。	×
26.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面により点呼を行わなければならないが、乗務を終了した運転者に対しては電話による点呼でも良いこととされている。	×
27.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、電磁的記録を2年間保存しなければならない。	×
28.	旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかななければならない。ただし、貸切バス事業にあつては観光需要のピーク・オフピークがあることから、日々雇い入れられる者であってもかまわない。	×
29.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、原則として、運行ごとに運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行わなければならない。	○
30.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○

31.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、65才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○
32.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。	○
33.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者の補助者を選任し、又は解任した場合は、営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。	○
34.	一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、いかなる場合も運送の引受けを拒絶することはできないと規定している。	×
35.	輸送実績報告書は、毎年6月30日までに報告しなければならない。	×
36.	一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は15時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数は1週間につき3回以内が目安である。	○
37.	「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、単純な価格比較での選定を促すことを目的の一つとしている。	×
38.	旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)に「輸送の安全に関する基本的な方針」は定めない。	×
39.	運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなる事案が発生した場合、当該事案のあった日から30日以内に、自動車事故報告書を提出しなければならない。	○
40.	自動車運送事業の用に供する自動車は6か月ごとに定期点検整備を行わなければならない。	×